

一般社団法人群馬県建設業協会 殿
建設業労働災害防止協会群馬県支部 殿

群馬労働局労働基準部長

建設現場における労働災害の増加に対する防止対策の徹底について（要請）

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県内の建設業における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は休業4日以上死傷災害は増減を繰り返している状況にある中、令和4年は、令和5年2月末現在の速報値で、死亡災害は1件、前年同期より5件、83.3%減、死傷災害は241件、前年同期より18件、6.9%減と、死亡災害、死傷災害とも減少したところです。

しかしながら、今年に入り、2月には工事現場の事前調査中に傾いてきた擁壁と地山に挟まれ被災したものの、3月にはマンホール内で作業中に一酸化炭素中毒により被災したとみられるもの、掘削作業中の重機に激突され被災したものと、建設現場においてこれまでに3件の死亡災害が連続発生し、0件であった前年同期より大幅に増加しています。また、建設業における死傷災害も、令和5年2月末現在の速報値で25件（新型コロナウイルス感染症罹患を除く。）前年同期より5人、25.0%増と、死亡災害とともに増加傾向にあります。

年度末を迎え、建設現場では、さまざまな作業が輻輳し、労働災害発生リスクがより高まる時期にある中、死亡災害・死傷災害が増加傾向にある現況は、極めて憂慮すべき事態といえ、死亡災害・死傷災害の発生防止に向けた一層の取組が必要な状況にあるといえます。

群馬労働局におきましては、労働災害の防止を最重点課題として取り組んでいるところですが、あらゆる機会や方策を通じて取組みを強化することとしております。

貴団体におかれましては、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を提唱され一層の労働災害防止に取り組まれていることを承知しておりますが、建設業における死亡災害の撲滅、労働災害全体の減少に向け、あらためて下記対策の取組の徹底と、各建設現場においては別添1「建設現場における安全衛生管理自主点検表（建設業三大災害関係）」による自主点検を実施し現場の見やすい場所に掲示等して周知することにより労働災害防止に向けた注意喚起と安全衛生活動の一層の推進を、傘下会員事業場及び関係者へ周知、指導援助いただきますようお願いいたします。

記

- 1 危険性の高い作業を定め、その作業を行うに当たっては、次の事項を徹底すること。
また、現場監督等による作業巡視を実施すること。
 - (1) リスクアセスメントを実施すること。
 - (2) 作業計画を変更する場合は、改めてリスクアセスメントを実施すること。

- 2 建設業三大災害の防止について次の事項を徹底すること。
 - (1) 墜落・転落災害の防止

高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等については、墜落災害防止のため、足場を設置するなどの必要な措置を講じること。ただし、墜落防止のための措置が困難なときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させるなど、墜落災害防止に必要な措置を講じること。

はしごや脚立からの墜落災害を防止するため、それらが転倒（転位）することがないように、確実に固定すること。また、脚立については天板に労働者が立つことがないように、作業に適した大きさのものを使用すること。
 - (2) 建設機械等災害の防止

建設機械等の作業範囲内への労働者の立入りを禁止すること。また、立入禁止範囲には明確な表示等を行うこと。

建設機械等の作業範囲内へ労働者を立ち入らせる場合には、必ず誘導員を配置し、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせること。
 - (3) 崩壊・倒壊災害の防止

掘削面は、地山の状況に応じた安全な勾配とすること。安全な勾配とすることができない場合には、土止め先行工法により作業を行うこと。

作業開始前には、必ず地山の点検を実施すること。
- 3 一酸化炭素（以下「CO」という。）による労働災害の防止について次の事項を徹底すること。
 - (1) COが発生するおそれのある内燃機関を使用する作業等を行う場合、作業責任者を選任し、CO中毒予防のため必要な対応を行わせること。
 - (2) 作業責任者は、作業手順書を作成し、これに基づき業務に従事する労働者を指揮すること。
 - (3) 自然換気の不十分なところでは内燃機関等を使用しないようにし、やむを得ず使用する場合には、以下の事項を徹底すること。

作業を始める（再開を含む。）場合には、CO濃度等を測定し、必要な場合は換気を行うこと。

作業者の数に応じ、有効な呼吸用保護具を備え付けること。

作業中は十分な換気能力を有する換気装置を設置し、有効に稼働させること。

労働者が作業を行っている間、継続的に、CO濃度を測定すること。

換気が十分に行われていることが確認されている場合を除き、有効な呼吸用保護具を適正に着用させること。
- 4 労働者に対し、作業への慣れや過信はないか注意喚起すること。また、経験年数の浅い労働者の被災が増加していることから、労働者の不安全行動による災害防止について次の事項を徹底すること。
 - (1) 危険予知活動、ヒヤリハット運動等を適切に実施すること。
 - (2) 作業内容及び作業手順について、関係労働者に周知徹底すること。
 - (3) 作業開始前に労働者の心身の健康状態を確認すること。
 - (4) 墜落制止用器具の使用、保護帽の着用等を徹底すること。
 - (5) 実効ある新規入場者教育等の安全衛生教育を実施すること。
- 5 経営首脳、店社安全衛生管理者等による安全パトロールを実施すること。

以上